

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

池田市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府池田市

3 地域再生計画の区域

大阪府池田市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、1975（昭和 50）年に 10 万人を突破して以来、現在に至るまで 10 万人余りで推移している。しかし、2010（平成 22）年以降は減少期に入り、2015（平成 27）年においては 103,069 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では、2045（令和 27）年には約 88,500 人まで減少すると見込まれており、中長期的には人口減少は避けられない。

出生と死亡に伴う人口の動きである自然動態は、出生数の減少、死亡数の増加により、2013（平成 25）年には自然増から自然減に転じ、自然減が拡大傾向にあり、2018（平成 30）年は近年で最も大きく、226 人の自然減となっている。今後も、人口の高齢化により死亡数が増加傾向にあるため、自然減が続くと考えられる。なお、年齢別人口については、2015（平成 27）年と 2045（令和 27）年を比較すると、老年人口（65 歳以上）は約 2 割増加し 37.5%に、生産年齢人口（15～64 歳）は約 3 割減少し 51.2%に、そして年少人口（0～14 歳）は約 2 割減少し 11.3%になると見込まれている。また、20～39 歳の女性人口は年々減少している状況にあることから、若い世代の移住・定住の促進に係る対策が必要となっている。

合計特殊出生率については、2011（平成 23）年以降、微増しており、2017（平成 29）年は 1.37 となったが、人口規模を長期的に維持するために必要な水準からも

大きくかけ離れ、少子化は依然進行している状況であり、若い世代の希望をかなえる施策が引き続き必要となっている。

転入と転出に伴う人口の動きである社会動態は、2004(平成 16)年まで社会減が続いていたが、2005(平成 17)年から 2018(平成 30)年にかけての傾向は、社会増減が拮抗しており、集合住宅の建設などの影響で社会増の年もあれば、社会減の年もある状況である。

また、年齢別に社会動態を見ると、0～24 歳までは概ね転入超過となっている。また、男女とも 15～19 歳の転入超過が最も大きい一方、25～29 歳の転出超過が最も大きいことから、若者世代の転出に歯止めをかける必要がある(なお、2018(平成 30)年において、25～29 歳の転出超過は 65 人)。

少子化の進行は、人口構造の高齢化につながり、本市においては、総人口における生産年齢人口の割合は、2015(平成 27)年には 61.2%であったが、2045(令和 27)年には 51.2%となることを見込んでいる。また、市内を 11 の地域に区分して将来人口を推計し、2015(平成 27)年と 2045(令和 27)年を比較したところ、地域によって、人口減少率は 6.72%から 31.69%、高齢化率は 33.59%から 44.88%となっている。これらのことから、本市における少子高齢化は、地域間の格差を伴って進行し、地域の活力や担い手の減少の度合いも、市内で一様でないことが予想される。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、『「住んでみたい」・「住み続けたい」まち池田』に加え、これからの未来社会を見据え、「Society5.0」や「SDGs」の理念を踏まえるとともに、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ち、共に支え合える「誰一人取り残さない」まちをめざす。

- ・基本目標 1 よびこむ
- ・基本目標 2 つくる
- ・基本目標 3 そだてる
- ・基本目標 4 つながる

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時 点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	主要な市内観光施設の観光客数	176万人/ 年	220万人/ 年	基本目標 1
ア	社会動態（転入人口-転出人口）	208人	350人	基本目標 1
イ	新規の創業件数	30件/年	40件/年	基本目標 2
イ	市内雇用者数	38,172人	38,500人	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.37	1.6	基本目標 3
ウ	「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合 ※	76.8%	77.2%	基本目標 3
エ	高齢者の安否不明者数	0人	0人	基本目標 4
エ	年間犯罪発生件数	588件/年	450件/年	基本目標 4

※全国学力・学習状況調査における「児童・生徒質問紙調査」より

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２及び５－３のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

池田市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア よびこむ事業

イ つくる事業

ウ そだてる事業

エ つながる事業

② 事業の内容

ア よびこむ事業

インバウンドを含めた観光客誘致や広域観光の推進、各地域の創生に向けた取組の実施など、市の魅力（地域資源、立地、取組）を市内外に発信するとともに、各地域の創生を図り、関係人口の拡大に取り組む。

駅周辺の放置自転車対策やレンタサイクル・シェアサイクルの利用促進、市内商業者との連携による結婚祝品の贈呈など、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、若い世代を中心とした移住・定住人口の拡大に取り組む。

イ つくる事業

池田駅周辺エリアの回遊促進、いけだピアまるセンターの運営及び利用促進など、地元商業者などとの連携による、にぎわい創出により、商業の振興を図るとともに、創業支援などにより、新たな雇用を創出する。

都市農業の保全及び活性化のための支援、就労困難者などの雇用の促進・安定に向けた支援など、人材不足が懸念される分野の担い手確保や、多様な人材が就労するための支援を行うことにより、地域の雇用対策に取り組む。

ウ そだてる事業

結婚支援事業を行う団体への補助、助産師などによる産後ケア事業の実施など、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行うとともに、子育てと仕事の両立など、子育てしやすい環境の提供を行う。

教員志望者のための「ふくまる教志塾」の開講、音楽教育や ICT 体育支援などの特色ある教育の実施など、子ども一人ひとりの能力と個性を伸ばすことのできる特色ある教育施策に取り組み、教育の充実を図る。

エ つながる事業

見守りホットラインの設置や安否確認などの高齢者の見守り、福祉バスの運行及び改善に向けた取組など、子どもから高齢者、障がい者、外国人など誰もが活躍できるまちづくりを推進する。

市民や各種団体と連携した安全意識への啓発、（仮称）石橋地域拠点施設の整備など、コミュニティの活性化により、地域住民のつながりを強化するとともに、安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進める。

※なお詳細は、第2期池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

10,738,500 千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに池田市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画認定の日から2025年3月31日まで